

議案第 48 号

伊賀市小規模集会施設設置条例の廃止について

伊賀市小規模集会施設設置条例を次のとおり廃止しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市小規模集会施設設置条例を廃止する条例

伊賀市小規模集会施設設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 25 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。